

変更前	変更後	変更点	頁
<p>第1条 【前略】 いずれも15歳以上かつ高校生以上とします。</p>	<p>第1条 2. 本会員は、以下の条件を満たす組織又は個人を指します。 法人会員については、日本国内に事務所、事業所又は住所を有する法人又は団体であること。 個人会員については、日本国内に住所を有する個人であること。 3. 法人会員、個人会員とも、12歳以上且つ中学生以上を条件とします。ただし、中学生の利用に当たっては、必ず成人（満18歳以上）の保護者の同伴を必要とします。</p>	<p>追加と変更</p>	<p>1</p>
<p>第3条2項</p>	<p>第3条2項 ・18歳未満の場合、保護者の同意書</p>	<p>追加</p>	<p>2</p>
<p>第4条1項（ア）（イ）とも</p>	<p>第4条1項（ア）（イ）とも 中学生会員については、同伴者も利用料が必要となります。</p>	<p>追加</p>	<p>4</p>
<p>第4条 2. 機器利用料のお支払いについては、予約管理システムにおける電子決済、あるいは、産業振興センター受付にて、電子決済、自動券売機による支払い、現金支払いのいずれかにて利用開始前にお支払いください。</p>	<p>第4条 2. 機器利用料の支払いについては、産業振興センター受付にて、電子決済、自動券売機による支払いのいずれかにて利用開始前にお支払いください。</p>	<p>変更</p>	<p>4</p>
<p>第7条 2. コワーキングスペース内の会議室及び9階フリースペース会議用テーブルの予約は、予約管理システムによって予約をするものとします。利用可能時間は120分を上限とします。</p>	<p>第7条 2. コワーキングスペース内の会議室、フォンブース、多目的小部屋「CUBIC」、及び9階フリースペース会議用テーブルは、予約管理システムによって予約をするものとします。利用可能時間は120分を上限とします。</p>	<p>追加</p>	<p>6</p>

第7条	第7条 6. 中学生会員の施設利用に当たっては、必ず成人（満18歳以上）の保護者同伴を必要とします。その際、中学生会員1名に対し、保護者1名を必要とします。	追加	6
第9条 1. 15歳未満で中学生以下の方の利用は、産業振興センターが主催するイベントへの参加を許可した場合等のみ可能とします。この場合、必ず成人の保護者同伴が必要です。	第9条 1. 12歳以下で、小学生以下の方の利用は、産業振興センターが主催するイベントへの参加を許可した場合のみ可能とします。ただし、成人（満18歳以上）の保護者同伴が必要です。	変更	7
第15条 6. 事前講習が必要と明示された機器について、本会員は事前講習を実施せずに機器を使用してはいけません。	第15条 6. 事前講習が必要と明示された機器について、本会員は事前講習を実施せずに機器を使用してはいけません。また、中学生会員が事前講習を受ける際は、必ず保護者も同伴し、事前講習を受けるものとします。	追加	10
第15条	第15条 14. 中学生会員が機器を利用する場合、都度同意書の提出が必要です。	追加	10
第16条 3. 本会員の故意または過失による施設、備品、機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、産業振興センターまたは第三者に生じた損害の賠償責任は利用者が負うものとします。	第16条 3. 本会員の故意又は過失による施設、備品、機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、産業振興センター又は第三者に生じた損害の賠償責任は利用者が負うものとします。また、中学生会員の利用に当たっては、その責任は同伴の保護者が負うものとします。	追加	11

--	--	--	--

以上